平成十七年総務省令第四十号 特定共同住宅等における必要とされる防火

安全性能を有する消防の用に供する設備等 に関する省令

る消防の用に供する設備等に関する省令を次のよ 住宅等における必要とされる防火安全性能を有す 第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定共同 うに定める。 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)

第一条 この省令は、

消防法施行令(昭和三十六

(用語の意義)

関し必要な事項を定めるものとする。

第一項に規定するものをいう。以下同じ。)にる消防の用に供する設備等(令第二十九条の四 宅等における必要とされる防火安全性能を有す 十九条の四第一項の規定に基づき、特定共同住 年政令第三十七号。以下「令」という。)第二

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 イ並びに (六)項ロ及びハに掲げる防火対象供される部分が存せず、かつ、同表 (五)項設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に 条第十七項に規定する共同生活援助を行う施の法律(平成十七年法律第百二十三号)第五 れた数個の部分の各部分で独立して当該用途物の用途に供する各独立部分(構造上区分さ る基準に適合するものをいう。 置、構造及び設備について消防庁長官が定め は延焼のおそれが少ないものとして、その位 上のものに限る。)であって、火災の発生又 が、当該防火対象物の延べ面積の二分の一以 象物の用途に供される部分の床面積の合計 下であって、同表(五)項ロに掲げる防火対じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以に供されることができるものをいう。以下同 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日 五条の二第六項に規定する認知症対応型老人 福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第 っては、 表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあ げる防火対象物(同表(五)項イ及びロ並び 掲げる防火対象物及び同表(十六)項イに掲 特定共同住宅等 令別表第一(五)項ロに (六) 項ロ及びハに掲げる防火対象物 (同 有料老人ホーム、福祉ホーム、老人

であって、令別表第一(五)項イ並びに の二 住戸利用施設 特定共同住宅等の部分

(六) 項ロ及びハに掲げる防火対象物の用

和三十六年自治省令第六号。以下「規則」とち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭一の三 特定住戸利用施設 住戸利用施設のう 定する構造を有するもの以外のものをいう。 いう。) 第十二条の二第一項又は第三項に規 火対象物の用途に供される部分 令別表第一(六)項ロ(1)に掲げる防

泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表一 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿 機械室その他これらに類する室をいう。む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、げる防火対象物の用途に供されるものを含 第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲 るもの以外のものにあっては、床面積が二 二条の三に規定する者を主として入所させ 百七十五平方メートル以上のものに限る。) 火対象物の用途に供される部分(規則第十 令別表第一(六)項ロ(5)に掲げる防

三 共用室 特定共同住宅等において、居住者 が集会、談話等の用に供する室をいう。

駐車場その他これらに類する特定共同住宅等エレベーターホール、エントランスホール、四 共用部分 特定共同住宅等の廊下、階段、 段)をいう。 等で区画されていない場合にあっては当該階 第二条第九号の二口に規定するものをいう。 段の階段室(当該階段が壁、床又は防火設備 の部分であって、住戸等以外の部分をいう。 (建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 階段室等 避難階又は地上に通ずる直通階

特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を 特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を 宅等における火災時に、すべての住戸、共用 有効に排出することができる階段をいう。 室及び管理人室から、少なくとも一以上の避 有効に排出することができる廊下をいう。 二方向避難型特定共同住宅等 特定共同住 開放型廊下 直接外気に開放され、かつ、 開放型階段 直接外気に開放され、 かつ、

九 用室及び管理人室について、 開放型特定共同住宅等 すべての住戸、共 その主たる出入

等として消防庁長官が定める構造を有するも なった避難経路を確保している特定共同住宅 るため、避難階又は地上に通ずる二以上の異 難経路を利用して安全に避難できるようにす

> 定共同住宅等として消防庁長官が定める構造 ことにより、特定共同住宅等における火災時 口が開放型廊下又は開放型階段に面している を有するものをいう。 に生ずる煙を有効に排出することができる特

とができる特定共同住宅等として消防庁長官 の主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段以上の異なった避難経路を確保し、かつ、そ 戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一 共同住宅等における火災時に、すべての住- 二方向避難・開放型特定共同住宅等 特定 が定める構造を有するものをいう。 おける火災時に生ずる煙を有効に排出するこ に面していることにより、特定共同住宅等に ようにするため、避難階又は地上に通ずる二 以上の避難経路を利用して安全に避難できる

十二 住宅用消火器 消火器の技術上の規格を るもの以外の特定共同住宅等をいう。 号) 第一条の二第二号に規定するものをい 定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七

とに自動警報装置の発信部が設けられている成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ご 自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構 ラーヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの ものをいう。 区画型ヘッドをいう。以下同じ。)、制御弁、 省令第二号)第二条第一号の二に規定する小 技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治 に抑制するための設備であって、スプリンク 同住宅等における火災時に火災の拡大を初期 共同住宅用スプリンクラー設備 特定共

省令第十七号。以下「感知器等規格省令」と 術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治 規定するものをいう。以下同じ。)、感知器 五十六年自治省令第十九号)第二条第七号に 信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 の発生を報知する設備であって、受信機(受 生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災 るために、特定共同住宅等における火災の発 抑制し、かつ、安全に避難することを支援す 住宅等における火災時に火災の拡大を初期に 以下同じ。)、戸外表示器(住戸等の外部にお いう。) 第二条第一号に規定するものをいう。 (火災報知設備の感知器及び発信機に係る技 共同住宅用自動火災報知設備 特定共同

受信し、火災の発生を報知するものをいう。 いて、受信機から火災が発生した旨の信号を

その他の特定共同住宅等 前三号に掲げ

十五 住戸用自動火災報知設備 特定共同住宅 構成され、かつ、遠隔試験機能を有することであって、受信機、感知器、戸外表示器等で 及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備 めに、住戸等における火災の発生を感知し、 等における火災時に火災の拡大を初期に抑制 認できるものをいう。 の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確 し、かつ、安全に避難することを支援するた 当該住戸の外部から容易に確認できるものを るものをいう。以下同じ。)の機能の異常が 知器等規格省令第二条第十九号の三に規定す り、住戸の自動試験機能等対応型感知器(感 以下同じ。)等で構成され、かつ、自動試験 により、住戸の自動試験機能等対応型感知器 ものをいう。以下同じ。)を有することによ に規定するものをいう。)又は遠隔試験機能 令 (昭和五十六年自治省令第十八号。以下 機能(中継器に係る技術上の規格を定める省 (中継器規格省令第二条第十三号に規定する 「中継器規格省令」という。)第二条第十二号

十七 共同住宅用連結送水管 特定共同住宅等 十六 共同住宅用非常警報設備 特定共同住宅 等における火災時に安全に避難することを支 装置、操作部等で構成されるものをいう。 援するための設備であって、起動装置、音響

十八 共同住宅用非常コンセント設備 特定共 「日生宝」ので、非常コンセント、配同住宅等における消防隊による活動を支援すり、共同住宅月まま: 成されるものをいう。 設備であって、放水口、配管、送水口等で構 における消防隊による活動を支援するための

の用に供する設備等に関する基準) (必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防 線等で構成されるものをいう。

第三条 特定共同住宅等 (住戸利用施設を除く。) 性能を主として有する消防の用に供する設備等 用いることができる必要とされる初期拡大抑制 において、火災の拡大を初期に抑制する性能 類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用 は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種 設備等の区分に応じ、 (以下「初期拡大抑制性能」という。) を主とし て有する通常用いられる消防用設備等に代えて 同表下欄に掲げる必要と

2	
「一下ででは、	報宅 ク宅 炎消 供る全さ (供 か
以内 のの屋外消火栓設備 のの屋外消火栓設備 のの屋外消火栓設備 がでは、アリンクラー設地では、アリンクラー設地では、アリンクラー設地では、アリンクラー設性で、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設備が、アリンクラー設性が、アリンクラー設性が、アリングで、アリングで、アリングで、アリングで、アリングで、アリングで、アリングで、アリングで、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラー設性が、アリングラーに、アリングラーに、アリングラーに、アリングラーに、アリングラーに、アリングラーに、アリングラーに、アリングラーに、アリングラーに、アリングラーに、アリング・アリング・アリング・アリング・アリング・アリング・アリング・アリング・	屋内消火栓設備 屋内消火栓設備 は 重動火災報知設備 量動火災報知設備 型サコンクラー設及び消 が、 で で で で で で で で で で で で で
 年 2 日本の もスプリンクラー設動火 報知設	次器具 下のに設置するものに共同住宅用 クラークラー もの限る。) 動火災報知設備 を開え 基外消火栓設備 を除屋内消火栓設備 量外消火栓設備 変が掲げる階及び部分プリンクラー設備 人と設置するものに共同住宅用 が掲げる階及び部分プリンクラー設備 大と設備及び消失を設備及び消火器 次器具 以上限る。) 共同住宅用
## 第	老用自 地階をスプリンクラー共同住宅 報知設 場く階設備 数が十自動火災報知設備 世階を屋内消火栓設備 次器 一以上自動火災報知設備 次器 一以上自動火災報知設備 で出入 のもの屋外消火栓設備 大器具 一以上自動火災報知設備 大器具 一以上自動火災報知設備 大器具 一以上自動火災報知設備 大器 設備 大器 場面 大器 設備 大器 一以上自動火災報知設備 大器 設備 大器 設備 大器 設備 大器 設備 大器 設備 大器 会別 大器 会別 <tr< td=""></tr<>

			共	0)	そ									
		等	司	特	\mathcal{O}									
			住	定	他									
	t	以	数	除	地			0)	_	数	除	地		
	O	下	が	<	階			b	以	が	<	階		
		Ö	+	階	を			0)	Ł	+	階	を		
動	屋	自	設	ス	屋	設	動	屋	自	設	ス	屋		
力	外	動	備	プ	内	備	力	外	動	備	プ	内		
消	消	火災		IJ	消		消	消	火災		IJ	消		
防	火	災		Ź	火		防	火	災		シ	火		
ポ	栓	報		ク	火栓設		ポ	栓	報		ク	栓		
ン	設	知		ラ	設		ン	設	知		ラ	設		
ププ	備	設備		7	備		ププ	備	設備		7	備		
	-r.i		⇒n.	<u> </u>				-r.i		⇒n.	<u> </u>		40	75
備	動	共	設	フ	共		備	動	共	設	フ	共	報	住
	火	司	備	IJ	同			火	司	備	IJ	同	設	宅
	災	住		ン	住			災	住		ン	住	備	用
	報	宅		ク	宅			報	宅		ク	宅		非
	知	用		ラ	用			知	用		ラ	用		常
	設	自		1	ス			設	自		1	ス		警

- 二 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイ からチまでに定めるところによること。 分に設置すること。 次の(イ)から(ハ)に掲げる階又は部
- 特定住戸利用施設(十階以下の階に存す 特定共同住宅等の十一階以上の階及び
- のの階のうち、当該部分が存する階 面積の合計が三千平方メートル以上のも (イ) に掲げる階及び部分を除く。)
- あっては千平方メートル以上、四階以上 面積の合計が三千平方メートル未満のも 部分を除く。) トル以上のもの ((イ) に掲げる階及び 十階以下の階にあっては千五百平方メー 当該部分の床面積が、地階又は無窓階に のの階のうち、当該部分が存する階で、 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床
- 内に面する部分に設けること。 上のものをいう。以下同じ。)の天井の室 及び収納室(室の面積が四平方メートル以 四号に規定するものをいう。以下同じ。) 及び管理人室の居室(建築基準法第二条第 スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室
- の二第四項第一号(イただし書、ホ及びト
- るように設けること。

除く。)は、次のイ及び口に定めるところに 項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を

住宅用消火器及び消火器具(令第十条第一

よること。

- のスプリンクラーヘッドを同時に使用した とができる性能のものとすること。 水量が五十リットル毎分以上で放水するこ
- の二の規定の例により設けること。 送水口は、規則第十四条第一項第六号の

歩行距離が二十メートル以下となるよう 各部分から、それぞれ一の消火器具に至る

に、令第十条第二項並びに規則第六条から

等(以下この号において「共用部分等」と

消火器具は、共用部分及び倉庫、機械室

人室ごとに設置すること。

住宅用消火器は、住戸、共用室又は管理

いう。)に、各階ごとに当該共用部分等の

官が定める設置及び維持に関する技術上の 同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長 基準に適合するものであること。

る部分にあっては、消火器具を設置しない 置された住戸、共用室又は管理人室に面す 廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設 設置すること。ただし、特定共同住宅等の 第十一条に定める技術上の基準の例により 第九条まで(第六条第六項を除く。)及び

ことができる

- 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床
- スプリンクラーヘッドは、規則第十三条

3

一項に規定するもののほか、特定共同住宅

のもの屋外消火栓設備

動力消防ポンプ備

>もの|屋外消火栓設備| 動火災 報知設以上自動火災報知設備共同 住宅用自

数が十設備

設備

プリンクラー 同

除く階スプリンクラー 地階を屋内消火栓設備

共

住宅用ス

び維持に関する技術上の基準は、次のとおりととして有する消防の用に供する設備等の設置及 等における必要とされる初期拡大抑制性能を主

- 定の例により設けること。を除く。)及び第十四条第一項第七号の規 共同住宅用スプリンクラー設備は、四個 水源の水量は、四立方メートル以上とな
- 力が○・一メガパスカル以上で、かつ、放場合に、それぞれの先端において、放水圧 非常電源は、規則第十四条第一項第六号
- 容易に接近することができる位置に単口形規定の例によるほか、消防ポンプ自動車が 又は双口形の送水口を設けること。 イからトまでに規定するもののほか、共

- らトまでに定めるところによること。 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイか
- ないものとして消防庁長官が定める設置及の階にわたったとしても防火安全上支障が 合は、この限りでない。 火対象物の二以上の階にわたらないものと び維持に関する技術上の基準に適合する場 すること。ただし、当該警戒区域が二以上 いう。以下この号において同じ。)は、防 て識別することができる最小単位の区域を (火災が発生した区域を他の区域と区別し 共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域
- トル以下とし、その一辺の長さは、五十メ とができる。 域の一辺の長さを百メートル以下とするこ 知設備を設置する場合に限り、一の警戒区 る特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報 入口が階段室等以外の廊下等の通路に面す 用室及び管理人室について、その主たる出 - トル以下とすること。ただし、住戸、共 一の警戒区域の面積は、千五百平方メー
- にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部。)の屋内に面する部分(天井のない場合 分)に、有効に火災の発生を感知すること 分の天井又は壁 ((イ) の部分の壁に限る は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる部 及び第五号の規定の例により設けること。 び同条第七項並びに第二十四条の二第二号 ハ、第七号へ及び第七号の五を除く。)及 共同住宅用自動火災報知設備の感知器 共同住宅用自動火災報知設備の感知器 規則第二十三条第四項各号(第一号
- 住戸、共用室及び管理人室の居室及び

ができるように設けること。

- 他これらに類する室 のものをいう。以下同じ。)、機械室その 倉庫(室の面積が四平方メートル以上
- 定の例により設けること。 非常電源は、規則第二十四条第四号の規 直接外気に開放されていない共用部分
- っては、住戸利用施設で発生した火災を に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあ 部分に限る。以下この項において同じ。) びハに掲げる防火対象物の用途に供される 住戸利用施設(令別表第一(六)項ロ及

- る者に限る。)(以下「関係者等」という。) 理者をいう。)又は当該関係者に雇用され 当該住戸利用施設の関係者(所有者又は管 置を設けること。 に、自動的に、かつ、有効に報知できる装 ている者(当該住戸利用施設で勤務してい
- 同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非 準に適合するものであること。 が定める設置及び維持に関する技術上の基 イからへまでに規定するもののほか、共
- ころによること。 住戸用自動火災報知設備は、 住戸等及び

常警報設備は、次のイからへまでに定めると

- 共用部分に設置すること。 住戸用自動火災報知設備の警戒区域は、
- 号ハ及びニの規定の例によること。 前号イ及びロの規定の例によること。 住戸用自動火災報知設備の感知器は、
- た火災を、当該住戸利用施設の関係者等 知設備にあっては、住戸利用施設で発生し 置を設けること。 に、自動的に、かつ、有効に報知できる装 住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報
- 開放されていない共用部分以外の共用部分 に設置することができること。 共同住宅用非常警報設備は、直接外気に
- 警報設備は、消防庁長官が定める設置及び であること。 維持に関する技術上の基準に適合するもの 戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常 イからホまでに規定するもののほか、住
- 拡大抑制性能を主として有する消防の用に供すげる特定共同住宅等における必要とされる初期 る設備等を設置しないことができる。 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲
- スプリンクラー設備 次のいずれかに該当するとき 共同住宅用
- する部分(回り縁、窓台等を除く。)の を除く。) において、住戸、共用室及び管 四階以下のものに限り、特定住戸利用施設 宅等(前項第二号イに掲げる部分のうち十 利用施設を除く。)又は開放型特定共同住 項第二号イに掲げる部分に限り、特定住戸 あっては、上階の床又は屋根)の室内に 理人室の壁並びに天井(天井がない場合に 二方向避難・開放型特定共同住宅等(前

<u>4</u> 難二	構 種 特	等	
型特定除く階設備 動火災報知共同	横造類型 階数 消防用設備等 防火安全性能種類 階数 消防用設備等 防火安全性能特定共同住宅等の通常用いられる必要とされる	大学の大学の関係を対している。 一般によりに応じ、同義所によりに応じ、同義所によりに、 一般備等に関する技術上の基準に従い、 大学に規定する特定性の を適用した場合に設置することができる技術上の基準の例により設置したに定める技術上の基準の例により設置したにとき(当該技術上の基準に従い、 大学に共同住宅用自動火災報知といい、 大学に大学を大学に定める技術上の基準に従い、 大学に共同住宅用自動火災報知とない。 大学に大学を大学に定める技術上の基準に従い、 大学に大学を大学性能を主として有する通常用いることができる必要と支援性能を主として有する消防に 大学に大学を大学性能を主として有する消防に 大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学に、 大学に大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大	適合するものに限る。)が設けられている 原下又は開放型階段に面する部分を除く。) を区画する壁に設けられる開口部(規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するも 十三条第二項第一号ロの基準に適合するも 中で限る。)に、特定防火設備である防火 のに限る。)に、特定防火設備である防火 のに限る。)に、特定防火設備である防火 のに限る。)に、特定防火設備である防火 のに限る。)に、特定防火設備である防火 のに限る。)に、特定防火設備である防火 のに限る。)に、特定防火設備である防火 のに限る。)が設けられている
全代主	全 住特	同型 難二 宅 定 開 住 特 ・ 方 等 共 放 宅 定 開 向 同 型 等 共 放 避 住 特	等 共 同 住 宅 以 数 除 地 も 以
に能を主えていることでは、	用 のもの	も以がく階の下がく階の上がく階の大陸を	以数除地も以上がく階の下の六階をの
能を主として有する消防の用いることができる必要とされてする通常用いられる消防用有する通常用いられる消防用	対難非常備	两 誘 腔 片 非 亞 白 一 两 誘 腔 片 非 亞 白 一 两 誘 腔 片 非 亞 白 腔	14 北 凯 白 」 腔 14 北
て有する消防できる必要と、過剰を	報器	マママ ママ	報器
防の用に対する	全	備動共 報住設目備動共 備動共 報住設目備動共 火同 設宅備動又火同 火同 設宅備動又火同 災住 備用及火は災住 災住 備用及火は災住	備 動 共 報 任 設 目 火 同 設 宅 備 動 災 住 備 用 及 火
は、世界の一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	生 報知を	報宅非び災住報宅報宅非び災住報宅知用常共報戸知用知用常共報戸知用設自警同知用設自警同知用設自	報宅 非び災 知用 常共報 設自 警同知
4 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	3 等における そして有り をして有り が維持する。	等定そ 宅特難二 共開住型二 共の同他 等定・方同他 同放宅特方住型等定向管が及共避	構造類型 保守る設置 等偏等は (報 型 型)
れる初期拡大抑制ないのである。 本のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	 有 有 有 で し し し し し し し し し し	空特 住型避 「でに同難 で 定び 同難 の す の 一数 除 地 も 以 数 除 地 も 以 数 除 地 も 以 数 除 地	空情れ備及 空気等が次
抑制性の発見の	選要とさる 一番とさる	もべも以がく階のでした。 の下がく階の上がく階の上がく階の大階をの五階をの上階をの上階をの大階をの五階をの五階を 非知自警具非知自常具非知自常異非知自常異非知自常と常設動報文常設動報文常設動報文常設動報文常設動報表	数 等の種 説れ での表のよ での表のも での表のも での表のも での表のも での表のも での表のも での表のも での表のも での表のも での表のも での表のも での表のも でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。
能を主と用設備等	所上の基準の用に供するもののは をおるとののは 警報設備	の て の上 十 階 を の 十 階 を の 五 階 を ま 非 知 自 警 具 非 知 自 常 及 常 設 動 は 警 備 火 機 作 火 機 非 報 災 備 非 報 災 備 非 報 災 警 具 非 知 自 警 具 非 知 自 報 又 常 強 助 設 は 警 備 火 機 非 報 災 備 非 報 災	設備等設備等おる消防の上欄に掲げ
でして有いた。	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	「器 報 常器 報	日本の 日本での 日本での 日本での 日本での 日本での 日本での 日本での 日
する消防で必要と	などが見かり見どなりなどが見かり見どいをでするもののほか、特定共同住宅でするもののほか、特定共同住宅を報設備	災住 災住 郷用及火は災住 災住 郷用及火は災住 等に 報宅 報宅 非び災住報宅 報宅 非び災住報宅 供	[す安と] 追欄用足
のさ、	条及主宅	設自 整同知用設自 整同知用設自	防能る

用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第一項及動火災報知設備及び進門については共同住宅用自動火災報知設備を設置したときは、第一項及び共同住宅用自動火災報知設備を設置したときは、第一項及び共同住宅用自動火災報知設備を設置したものとみばいる。

5 住戸、共用室及び管理人室(住戸利用施設に 住戸用自動火災報知設備を設置しないことがで かるものを除く。)に共同住宅用スプリンクラ でにていて、共同住宅用自動火災報知設備の有効範囲内の部 分について、共同住宅用自動火災報知設備を設置しないことがで 住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

の用に供する設備等に関する基準)の用に供する設備等に関する基準)(必要とされる消防活動支援性能を有する消防

2 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等 間域に規定するもののほか、特定共同住宅等とされる消防活動支援性能を主と 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等

イ 放水口は、階段室等又は非常用エレベーでに定めるところによること。 共同住宅用連結送水管は、次のイからハま

ことができる位置に設けること。所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うターの乗降ロビーその他これらに類する場ターの乗降ロビーその他これらに類する場が、対象では、階段室等又は非常用エレベー

ること。四及び第三十一条の規定の例により設置す

と。

三十一条の二の規定の例により設置するこ三十一条の二の規定の例により設置するこの二第二項第二号及び第三号並びに規則第の二第二項第二ととうという。

となるように、設けること。

セントに至る歩行距離が五十メートル以下

-)附 : 則

る。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 ハ号) 明 (平成二二年二月五日総務省令第

第一三一号) 附則(平成二三年九月二二日総務省令

うる。 この省令は、平成二十三年十月一日から施行

第一六号) 附 則 (平成二四年三月二七日総務省令

対 川 (平成二重再三両二)司総務論合この省令は、平成二十四年四月一日から施行

この省令は、平成二十五年四月一日から施行第二八号) 抄 明 (平成二五年三月二七日総務省令

第二二号) 抄附 則 (平成二六年三月二七日総務省令

は、 ・ ・ ・ に関する法律(平成二十四年法 関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法 関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法 同けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための に関する法律(平成二十四年法 に対する共生の実現に

第一〇号) 抄 則 (平成二七年二月二七日総務省令

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から

(経過措置)

成二十八年四月一日 二 第二条、第三条及び附則第二条の規定 平

第二条 る特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。) 十階以下の階に存する同条第一号の三に規定す等をいい、地階を除く階数が十一以上のものの かかわらず、平成三十年三月三十一日までの間 安全性能を有する消防の用に供する設備等につ 備等及び同表の下欄に掲げる必要とされる防火 項の表の中欄に掲げる通常用いられる消防用設 様替えの工事中の特定共同住宅等における共同 及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模 防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 改正後の特定共同住宅等における必要とされる に存する特定共同住宅等(第三条の規定による いては、同項及び同条第三項第二号イの規定に 第二号イの規定に適合しないときは、同条第二 住宅用スプリンクラー設備が新令第三条第三項 いう。) 第二条第一号に規定する特定共同住宅 に関する省令(以下この条において「新令」と なお従前の例による。 前条第二号に掲げる規定の施行の際、

第一九号) 明(平成三〇年三月三〇日総務省令

四月一日)から施行する。の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年を総合的に支援するための法律及び児童福祉法この省令は、障害者の日常生活及び社会生活

三四号) 以中成三〇年六月一日総務省令第

この省令は、公布の日から施行する。